第７節　戦略的な取組の強化

○　津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、国、地方公共団体等は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。

○　防災・減災目標を達成するため、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体との広域連携、地域住民等、自主防災組織、地域の企業等との連携等のように、あらゆる力を結集し、社会全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。

○　また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、国、地方公共団体等は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

○　国及び地方公共団体、とりわけ市町村は、防災担当部局の職員について、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、国を始めとした様々な機関が実施する研修や人材ネットワークの構築等を通じて、資質向上を図り、人材育成を強化する。

○　国、地方公共団体、ライフライン事業者及びその他の機関は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。

○　国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化が図られるよう、各種計画、ガイドライン等を整備し、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、要配慮者支援等の防災対策に反映させる。

○　津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）において、11月５日は津波防災の日とされており、国及び地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

第８節　訓練等を通じた対策手法の高度化

○　防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、国、地方公共団体は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をＰＤＣＡサイクル（計画Plan―実行Do―評価Check―改善・改良Action）により防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。

○　津波からの避難について、国、地方公共団体等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

第９節　科学的知見の蓄積と活用

○　国、地方公共団体、研究機関等は、地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や地域住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

○　国、地方公共団体、研究機関等は、緊急地震速報について、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める。

○　国、地方公共団体、研究機関等は、安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対応に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

第３章　南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

○　南海トラフ地震に係る地震防災対策については、第２章の基本的方針を踏まえ、以下の基本的な施策に取り組むものとする。

○　これらの基本的な施策の実施により、人的・物的両面にわたって被害の絶対量を減らすとともに、可能な限り早期の復旧を図るものとする。

○　このうち、人的被害の軽減に関し、想定される死者数を約33万２千人から今後10年間で概ね８割減少させること、また、物的被害の軽減に関し、想定される建築物の全壊棟数を約250万棟から今後10年間で概ね５割減少させることを減災目標とする。

○　減災目標を達成するための様々な施策について、具体目標又は定性的な目標を掲げる。具体目標は、基本的に平成26年度からの今後10年間で達成すべき目標をとりまとめたものである。

第１節　地震対策

１　建築物の耐震化等

○　建築物の被害は、津波による浸水地域以外では死傷者発生の主要因であり、さらに出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因でもある。国、地方公共団体等は、膨大な被害量をできる限り減少させるために、住宅、学校、医療施設、公共施設等の建築物の耐震化、建築物の屋内の安全確保、緊急地震速報の精度向上等に重点的に取り組む。

【目標】

①　住宅等の耐震化【国土交通省】

・　建築物の耐震性の基準は、昭和56年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには十分な耐震性を有していないものがあることから、特に生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を図る。

【具体目標】

・　住宅の耐震化率平成27年90％（全国）、平成32年95％（全国）を目指す。（平成20年推計値約79％（全国））

・　多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年90％（全国）を目指す。（平成20年推計値約80％（全国））

②　家具の固定【内閣府、消防庁】

・　住宅内の安全確保のため、「住宅における地震被害軽減の指針」の普及を図るとともに、ホームページ、パンフレットなどにより家具の固定についての周知を図る。

【具体目標】

・　家具の固定率65％（全国）を目指す。（平成25年度40％（全国））

③　学校の耐震化【文部科学省】

・　地震発生時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の安全な避難所等の役割を担う学校施設の耐震化を図る。また、併せて天井脱落防止対策等の非構造部材の耐震対策を推進する。

【具体目標】

・　公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指す。

・　国立学校については、「第３次国立大学法人等施設整備５か年計画」を踏まえ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。

・　私立学校については、国公立学校の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。

④　医療施設の耐震化【厚生労働省】

・　災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターの耐震性が不十分な建物について、耐震補強等を図る。

⑤　防災拠点となる公共施設等の耐震化【警察庁、消防庁】

・　避難所や災害対策の拠点となる公共・公用施設及び不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化を図るとともに、平成28年度までに消防庁舎の耐震化を図る。